

あきる野市教育委員会 3 月定例会会議録

- 1 開催日 平成 25 年 3 月 26 日 (火)
- 2 開催時刻 午後 2 時 00 分
- 3 終了時刻 午後 3 時 20 分
- 4 場所 あきる野市役所 5 階 505 会議室
- 5 日程
- 日程第 1 議案第 15 号 あきる野市学校給食センター整備計画の策定について
- 日程第 2 議案第 16 号 あきる野市天然記念物及び有形文化財(彫刻)の指定について
- 日程第 3 議案第 17 号 あきる野市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する等の規則
- 日程第 4 報告事項(1) あきる野市生涯学習支援者バンク事業実施要綱及びあきる野市総合型地域スポーツクラブ支援事業実施要綱の一部改正について
- 日程第 5 報告事項(2) 平成 24 年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について
- 日程第 6 報告事項(3) あきる野市農村歌舞伎保存伝承事業補助金交付要綱の制定について
- 日程第 7 教育委員報告
- 6 出席委員
- | | |
|----------|----------|
| 委員長 | 古田 土 暢 子 |
| 委員長職務代理者 | 山 城 清 邦 |
| 委員 | 田野倉 美 保 |
| 委員 | 丹 治 充 |
| 教育長 | 宮 林 徹 |
- 7 欠席委員 なし

8 事務局出席者

教 育 部 長	鈴 木 惠 子
指 導 担 当 部 長	新 村 紀 昭
生 涯 学 習 担 当 部 長	山 田 雄 三
教 育 総 務 課 長	佐 藤 幸 広
教 育 施 設 担 当 課 長	丸 山 誠 司
学 校 給 食 課 長	小 林 賢 司
指 導 担 当 課 長	千 葉 貴 樹
生 涯 学 習 推 進 課 長	関 谷 学
公 民 館 長	岡 野 要 一
ス ポ ー ツ 推 進 課 長	木 下 義 彦
国 体 推 進 室 長	橋 本 恵 司
図 書 館 長	松 島 満
秋川キララホール事務長	木 崎 克 彦
指 導 主 事	梶 井 ひ と み
指 導 主 事	加 藤 治 紀

9 事務局欠席者

秋川キララホール館長	平 野 泰 弘
------------	---------

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

委員長（古田土暢子君）

ただいまからあきる野市教育委員会 3 月定例会を開催いたします。

本日は教育委員が全員出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

事務局は、秋川キララホール館長が欠席しており、かわりに秋川キララホール事務長が出席しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、会議録署名委員の指名については、田野倉委員と丹治委員を指名します。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 1 議案第 15 号あきる野市学校給食センター整備計画の策定についてを上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第 15 号あきる野市学校給食センター整備計画の策定についての議案を提出します。

説明は教育部長よりいたします。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

それでは、提案理由でございますが、新たな学校給食センターの整備を行うため、あきる野市学校給食センター整備計画を策定したいので、委員会の承認を求めます。

経過等詳細につきまして、学校給食課長から説明いたします。

委員長（古田土暢子君）

学校給食課長。

学校給食課長（小林賢司君）

それでは、あきる野市学校給食センター整備計画の策定につきましてご説明をさせていただきます。

給食センターの整備計画につきましては、庁内で組織しました給食センター整備計画策定委員会で整備計画（案）を作成しまして、1 月の定例会におきまして、整備計画（案）をご承認いただきました。その後 2 月 1 日から 2 月 14 日までの 14 日間、パブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントの結果につきましては、13 人の方からご意見などを頂戴し、それらを踏まえまして 3 月 4 日に開催しましたあきる野市学校給食センター運営協議会で整備計画（案）の諮問を行いました。運営協議会で審議をいただきまして、3 月 7 日付で整備計画（案）につきまして、原案どおり承認する旨の答申をいただいております。整備計画につきましては、案をご承認いただいたものと内容に変更ござ

いませんので、パブリックコメントの集約結果についてご説明をさせていただきます。

お配りしてあります資料の提出された意見の概要とそれに対する市の考え方というのをごらんいただきたいと思います。13人の方からのご意見を項目に分けまして、意見の概要と市の考え方をまとめたものです。項目につきましては10項目に区分をしております。まず、1つ目でございますが、事業手法についてのご意見でございます。PFI方式などの、民間委託の場合は利益を上げるため、給食の質の低下や倒産するおそれがあり、また食育の推進など、公共が責任を持って実施すべきである。従来どおりの公設公営方式が望ましいというご意見でございます。市の考え方でございますが、PFI方式など、民間が新センターを運営する場合でも、食材の調達、検収、献立作成は市が責任を持って実施しますし、調理指示等管理体制をしっかりと構築していきますので、質の低下などはないと考えております。また、PFI方式はこの給食事業を行うためだけに新たに会社を設立しまして、市から支払われる事業費で運営をし、他の事業は行わない、そして融資をする金融機関や市が監視を行うことから、倒産をすることは極めて低いと考えております。

また、食育等の教育につきましても従来どおり、東京都からの栄養士及び市の事務職員が配置されますので、食育などの教育は日々責任を持って実施します。以上でございます。

次に、整備計画の検討方法でございます。検討に関しては、学校や保護者など多くの意見を参考にすべきだというご意見でございます。市としましては、市民の代表であります市議会議員、学校の代表である学校長、保護者の代表でありますPTA会長で構成しております学校給食センター運営協議会の意見などをいただいて策定をしております。

続きまして、学校給食センターの1カ所集約ということでありまして、意見としましては、建設用地が確保できなかった場合や児童生徒との距離が少しでも近い、現状の3カ所が望ましい。1カ所で調理する場合には大量の食材を必要とすることから、地場産品の使用が可能であるか疑問、食中毒のリスクが高いことから、1カ所は好ましくないというようなご意見であります。市としまして、建設用地につきましては、検討しておりますが、各学校へ調理後2時間以内に給食できることを最優先としまして、広幅員道路に面した土地を確保できると考えております。

また、基本理念として食育に関する教育の推進を図ることを考えておりまして、食の研修、交流に対応できる見学スペースや会議室、栄養指導室などの設置も予定をしておりますので、今まで以上に児童生徒との距離が近くなると思います。また、新センターでは、3献立を予定しておりますので、その中で調整をしていきますので、地場産品の利用は可能と考えております。そして、新センターは学校給食衛生管理基準に適合し、製造における重要な工程を連続的に監視するハサップの概念を取り入れ、徹底した衛生管理体制を構築していきますので、1カ所で調理する危険性は低いと考えております。

続きまして、自校方式についてでございます。食育の推進、地場産品の利用拡大を図り、栄養バランスのとれた安全・安心でおいしい給食を提供し、子どもたちの心身の健全を図るには、各学校へ給食調理室を設置する自校方式が望ましいというご意見でございます。市としましては、各学校に先ほどの給食調理室を設置するスペースがないこと、多額の費用もかかることから不可能である、また新センターは学校給食の目標である食育の推進を図るとともに、栄養バランスのとれた安全・安心でおいしい給食を提供することで、子供た

ちの心身の健全の育成を図ることを実現するため、整備するものでありますので、その中で地場産品の利用拡大についても取り組んでいく予定でございます。

次に、食材の安全性についてでございます。これは給食の食材の放射性物質検査の実施について整備計画に明記していないこと、また新センターに放射性物質検査室を設置してほしいというような意見でございます。現在市では、消費者庁から貸与されました放射性検査機器を使用しまして、食材の放射性物質検査を実施しております。新センター整備後におきましても、引き続きこの検査機器を使用しまして、検査をしていく予定ですので、検査室の設置は考えておりません。また、放射性物質問題につきましては、空間放射線量検査などを含めて市全体で取り組んでおります。今後も新給食センターだけではなく、市全体として取り組むべき問題でありますので、整備計画では明記しておりませんという回答でございます。

次に、食物アレルギーへの対応についてでございます。意見としましては、具体化の際には他市などを参考に安全確保、チェック体制など学校側の対応も含め方針化し、個別のニーズに応えられるような考え方と施設整備を確保してもらいたい、また基本理念に個別のニーズの対応を図ることを明記してもらいたいということでございます。回答としましては、先行事例なども参考にしまして安全確保、チェック体制の構築に向け、学校と連携をしまして、取り組んでいきます。基本理念につきましても、学校給食の目標を達成するために掲げたものでありますので、アレルギー対応につきましては基本方針で明記をさせていただきます。

続きまして、食育への対応についてでございます。意見としましては、学校給食を食育に関する生きた教材として活用することに関して、なぜ施設の見学だけにとどまっているのか、また事業者を選考する際には食育に関する意識の高い事業者を選んでもらいたいというような意見でございます。食育等の推進につきましては、今までと変わらず市が責任を持って実施してまいります。新しい施設には見学スペースだけでなく、食の研修、交流などに対応できる会議室、栄養指導室及び調理実習室などの設置を予定しておりますので、更なる食育の推進が行えると考えております。また、食育は大変重要であると認識しておりますので、業者選定に当たっては、食育に関する知識が高いことなども考慮していきたいというふうに考えております。

次に、使用食器についてでございます。意見としましては、あきる野市に住んでいる陶芸家がつくった陶器や漆器、あきる野市産の木材で作られたトレーなどを使用してほしいという意見がございました。回答としましては、食育の観点から家庭における食器に近い感覚で使用することができ、食事作法等も身に付けやすい強化磁器食器等を予定しておりますが、実施段階までにさらなる調査、検討を行いまして、児童生徒のために最適な食器を選択したいと考えております。

次に、環境への配慮についてでございます。意見としましては、残菜の処理方法、雨水を利用して食材を洗浄ができないか、また太陽光発電の利用方法、農薬や遺伝子組み換え食品について配慮してほしいという意見でございます。残菜処理方法につきましては、整備を進めていく中で詳細な検討を行ってまいります。雨水の利用につきましては、高額な設備投資をすることで可能と思われませんが、成長期である子どもたちが食べる食材を雨水で

洗浄することは好ましくないというふうを考えています。また、地球温暖化等環境面から一部太陽光発電を備えた施設を考えておりますが、太陽光発電を含め、再生可能エネルギーの使用を検討していきたいというふうを考えております。農薬につきましては、使用がなるべく少ない米や野菜などを選んで使用しております。遺伝子組み換え食品については、使用しておりませんので、今後も同様に対応していきたいというふうを考えています。

最後の項目であります。地元雇用を促進してほしいというご意見でございます。市の考え方としましては、地元雇用を促進するため、調整を図っていきたいということでございます。

以上がパブリックコメントの集約結果でございます。なお、この集約結果につきましては、4月1日から30日間、市のホームページ、市役所の情報公開コーナーなどで閲覧いただけます。本日も承認いただければ、明日議会最終日でご報告させていただきたいというふうにも考えております。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問などないので、質疑を終了いたします。

議案第15号あきる野市学校給食センター整備計画の策定については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第15号あきる野市学校給食センター整備計画の策定については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案第16号あきる野市天然記念物及び有形文化財（彫刻）の指定についてを上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第16号あきる野市天然記念物及び有形文化財（彫刻）の指定についての議案を提出いたします。生涯学習担当部長より説明いたします。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは、提案理由について。平成25年1月24日付け、あ教生発第76号によりあきる野市文化財保護審議会に諮問した山抱きの大カシ（ウラジロガシ）、福德寺の五輪六地藏及び中尊、大悲願寺の五輪地藏の3件（別紙）につきまして、平成25年3月8日付で

答申があったため、あきる野市文化財保護条例第4条第1項、第33条第1項の規定により、あきる野市天然記念物及び有形文化財（彫刻）、に指定したいので、委員会の承認を求めます。

説明につきましては、担当課長からいたしますので、よろしく申し上げます。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（関谷 学君）

では、ご説明いたします。お手元の資料をごらんいただければと思います。まず、最初にウラジログシです。指定の種別が天然記念物。名称及び員数が山抱きの大カシ（ウラジログシ）1本。所在地があきる野市深沢472番地。所有者が宗教法人真光院、西野禅育、あきる野市深沢23番地です。規模、樹高が約20メートル、幹周りが約6.5メートル、根周りが約8.05メートル、樹冠が東西約27メートル、南北約27メートルでございます。指定理由、このウラジログシは、幹周り約6.5メートル、樹高約20メートルの規模があり、市内では類例を見ない大きさである。これまでに人の手が加えられていないため、自然のままの樹形を保ち、枝ぶりも見事である。また、深沢地域を見おろす山の中腹にあり、石灰岩上に大きく根を張った姿は見事であるということです。

続きまして、資料別紙2をごらんください。指定の種別、有形文化財（彫刻）。名称及び員数、福德寺の五輪六地藏及び中尊1群。所在地、あきる野市油平246番地。所有者、宗教法人福德寺、奥田文敬、あきる野市油平246番地。年代、中尊、元禄14年、1701年。五輪六地藏、安永7年、1778年。材質、中尊塔身、安山岩、中尊台座、玄武岩、中尊基壇、砂岩（伊奈石）、五輪地藏6体、砂岩（伊奈石）。指定理由、福德寺の五輪六地藏は、中尊が元禄14年（1701年）に、五輪六地藏が安永7年（1778年）に建てられたものであり、ともに地域の念仏講中によって建てられたことが銘文から明らかである。中尊を除く6体の地藏は、光背が板状の五輪塔の形をしており、この形式の地藏は市内で唯一の資料であり、更にこの形式の地藏が6体そろっている例は他の地域でも見ることができず貴重であります。以上です。

続きまして、資料別紙の3をごらんください。指定の種別、有形文化財（彫刻）。名称及び員数、大悲願寺の五輪地藏1基。所在地、あきる野市横沢130番地。所有者、宗教法人大悲願寺、加藤章雄、あきる野市横沢134番地。年代、寛延元年、1748年。材質、砂岩（伊奈石）。指定理由、大悲願寺の五輪地藏は、寛延元年、1748年に建てられたものであり、舟形の光背に五輪塔を浮き彫りにした、市内でも数少ない例である。基壇には高野山の「汗流地藏」を模したことなど、建立の経緯が刻まれており、大悲願寺の過去帳とも符合している。多摩地域で最も古い五輪地藏であり、この形式がここから周辺に広まった可能性が考えられ貴重であるということです。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。よろしいですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問などがないようですので、質疑を終了いたします。

議案第16号あきる野市天然記念物及び有形文化財（彫刻）の指定については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第16号あきる野市天然記念物及び有形文化財（彫刻）の指定については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 議案第17号あきる野市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する等の規則を上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長（宮林 徹君）

議案第17号あきる野市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する等の規則についての議案を提出いたします。教育部長より説明いたします。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

それでは、提案理由でございますが、組織改正及び戸倉小学校の閉校に伴い、別紙のとおり、あきる野市教育委員会事務局処務規則、あきる野市教育委員会公印規則、あきる野市図書館処務規則及びあきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正し、あきる野市民文化ホール処務規則及びあきる野市公民館処務規則を廃止する必要が生じたので、委員会の承認を求めるものでございます。

1枚おめくりいただきたいと思っております。別紙が改正文でございます。内容について説明をさせていただきます。初めに、第1条、教育委員会事務局処務規則の一部改正につきましては、秋川体育館及び中央公民館の管理運営を指定管理者に委任することに伴いまして、生涯学習推進課、スポーツ推進課及び公民館を統合し、生涯学習スポーツ課とするものです。係につきましては、生涯学習係、スポーツ推進係、文化財係、公民館係の4係となり、事務分掌につきましては、生涯学習係でこれまで所管していました男女共同参画に関する事務については、企画政策課へ移行となるため、表中から削り、第11号の文化については、文化行政に文言修正いたします。さらに、指定管理者に管理運営となる市民ホール及び産業文化複合施設については、生涯学習係の所掌とするため、表中に追加するものです。

続いて、別表につきましては、教育部の課、係の事務分掌ですが、生涯学習スポーツ課の中にスポーツ推進係及び公民館係の事務分掌を加え、スポーツ推進課については表中から削るものです。

次に、第2条、下のほうになります。教育委員会公印規則の一部改正につきましては、秋川キララホールの管理運営を指定管理者に委任することに伴いまして、館印及び館長印を削るとともに、戸倉小学校の閉校に伴いまして、市立学校印、学校代表者印及び割り印の個数を17から16に改めるものです。五日市郷土館長印につきましては、郷土館長の

職がないため、公印規則の改正に合わせ削るものです。

次に、第3条、図書館処務規則の一部改正につきましては、中央図書館増戸分室の窓口業務を委託することに伴い、図書館増戸分室係を廃止するため、関係条項を削るとともに、中央図書館増戸分室に係る維持管理及び運営に対して事務分掌を定めるものです。第2条第4項、第5条、事務分掌の増戸分室係を削り、維持管理については庶務係が、運営に関することについては中央図書館係の事務分掌とするものです。

次に、第4条、体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正につきましては、スポーツ推進課が生涯学習スポーツ課に改正されたことに伴い、様式第4号、あきる野スポーツカード及び様式第5号、リフレッシュカードの裏面のスポーツ推進課を生涯学習スポーツ課に改めるものです。

次に、第5条につきましては、秋川キララホール及び公民館の所掌においては、第1条におきまして教育委員会事務局処務規則に加える改正を行うため、それぞれの規則は廃止するものです。

附則といたしまして、施行期日につきましては、平成25年4月1日からとするものです。また、2といたしまして、これまで発行した体育施設におけるスポーツカード及びリフレッシュカードにつきましては、規則の改正後も新たなカードとみなされると規定するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。よろしいですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問などがないようですので、質疑を終了いたします。

議案第17号あきる野市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する等の規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第17号あきる野市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する等の規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 報告事項（1）あきる野市生涯学習支援者バンク事業実施要綱及びあきる野市総合型地域スポーツクラブ支援事業実施要綱の一部改正について、報告者は説明をお願いします。

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（関谷 学君）

ご説明いたします。あきる野市生涯学習支援者バンク事業実施要綱及びあきる野市総合型地域スポーツクラブ支援事業実施要綱の一部改正についてでございます。下記のとおり

一部改正をするというものです。

まず、あきる野市生涯学習支援者バンク事業実施要綱の一部改正でございます。第1条、あきる野市生涯学習支援者バンク事業実施要綱（平成14年あきる野市教育委員会通達第1号）の一部を次のように改正する。様式第3号中「教育部生涯学習推進課」を「教育部生涯学習スポーツ課」に改める。

次です。あきる野市総合型地域スポーツクラブ支援事業実施要綱の一部改正でございます。第2条、あきる野市総合型地域スポーツクラブ支援事業実施要綱（平成22年あきる野市教育委員会通達第2号）の一部を次のように改正する。第7条中「教育部スポーツ推進課」を「スポーツ担当課」に改める。

附則、この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第5 報告事項（2）平成24年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について、報告者は説明をお願いします。

指導主事。

指導主事（加藤治紀君）

それでは、平成24年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果についてご報告をさせていただきます。

調査の目的は、こちらにありますとおり、学校における児童、生徒の体力、運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立するための調査でございます。調査校数につきましては、都内小学校1303校、中学校625校について行われたものでございます。市内でも全校で行われました。調査対象はこちらに各学年ごとの人数が載っております。ごらんいただければと思います。

裏面をごらんいただけますでしょうか。調査の方式は都内の公立学校の全児童、生徒を対象として全都的な調査として行われました。5番の調査事項ですが、主に2つ、4種類の調査がございます。（1）番としては、児童、生徒に対する調査、体力・運動能力に関する調査がございます。こちらにあります8種類の調査が主だった内容となっております。5番目の持久走、20メートルシャトルランにつきましては、中学校におきましては選択制になっておりまして、本市の中学校では持久走を選択しております。8番は小学校においてはソフトボール投げ、中学校におきましてはハンドボール投げという調査内容になってございます。2つ目としましては、生活・運動習慣等の実態に関する調査、それから学校に対する質問紙調査もございました。

実施期間としましては、24年4月から6月までということで実施をされたものでございます。

7番、あきる野市の取り組みについてでございます。あきる野市では、こちらの結果を体力向上委員会が年間を通じて、内容につきまして、分析及び協議を実施いたしました。その中で1つは、体力・運動能力に関する調査結果の活用として、各校の1校1取り組みに生かすような内容として実施をしております。

2つ目としましては、生活・運動習慣等の実態に関する調査の活用としまして、食育リーダー連絡会、保健主任会等で生活習慣に係る調査結果を資料提示という形で資料の提示を行い、各校での指導に当たらせていただくというところで実施をしております。

2枚目をごらんください。具体的な分析結果と協議内容について報告をさせていただきますと思います。まず、1番目、体力・運動能力に関する調査についてでございます。全体的な結果を通しまして、こちらのほうでは、小学校男子、3学年を除く小学校男子、それから中学校男女では、体力の合計点では、都をいずれも上回っているという結果が出てございます。一方、小学校の女子では、4年生までは都の体力、合計点上回っているものの、学年が上がるごとにこの差が小さくなっておりまして、5、6年生では都の平均を下回るという結果が出ております。具体的な小学校の結果についてでございますが、握力、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、こういったところで多くの学年が都の平均値を下回るというような結果が出ております。そういったところで、体力向上委員会としましては、握力や反復横跳びにつきましては、体育科の体づくり運動を通しての改善、20メートルシャトルランにつきましては、授業の開始時に数分間の持久走を実施するなどといった改善方法が有効であるという結論に達しています。50メートル走につきましては、市内の運動会、体育大会が春に実施される学校が多いために、春以降バランスよく取り組んでいくことがなかなかできていなかったところで、年間の指導計画も見直しが必要であったといったような検討の結果となっております。

中学校の結果につきましては、先ほども一部ご報告させていただきましたが、男女ともバランスよく体力を身につけておりまして、都内の平均値をいずれも上回っているといったような結果が出てございます。しかしながら、先日報道があったとおり、全国の体力の調査結果と比較しますと、決して東京都が高いわけではなく、本結果につきましては、東京都との比較ということですので、まだまだそういった点では改善が必要であるということがわかりました。そういったところで、今後は小学校、中学校の小中一貫した取り組みが必要であるということも考えられます。

2枚目の裏面をごらんください。生活・運動習慣等の実態に関する調査についてでございます。こちらについて、幾つかの項目について報告をさせていただきますと思います。まず、朝食の有無についてでございます。朝食の有無につきましては、小学校男子、中学校男女のほとんどの学年で都の平均値を上回っていると。毎日朝食を食べる割合が都の平均値を上回っているといった結果が出てございます。一方、小学校女子におきましては、第2学年以外の全ての学年で都平均を下回っているといったような結果が出ております。これは、一部小学校の女子が体型等を気にすることの影響が考えられるのではないかとといったような影響の結果が出てございます。体育科の保健領域の学習において食事や睡眠、休養について正しく理解をさせていくこと、家庭との連携を図っていくこと、そういったことが必要であろうといったような協議結果となっております。

2番目、テレビの視聴時間についてでございます。こちら、テレビを2時間以上毎日視聴している割合、小学校は男女ともに都平均を上回っており、一方、中学校では、第2、3学年の女子以外は都平均を下回っていると、そういったような結果が出てございます。小学校では、都の平均を上回っておりまして、今後につきましては、保護者会等でそういったテレビの視聴時間の縮減につきまして、啓発を図って家庭学習の充実を図っていくことにつなげていくといったようなことが必要であろうといったような結果が出てございます。

運動の実施状況につきましては、中学校では、運動の頻度を「毎日」と答えている割合が男女とも全学年で都平均を大きく上回っております。一方、小学校では、4年生以上の男子で「毎日」と答えている割合が、都平均を上回っておりますが、女子では、運動を「ときたま」あるいは「しない」と答えている児童が多くの学年で都平均を上回っているといったような結果が出ております。こういったことが先ほどの朝食の面の調査結果にも影響しているものと思われまます。

部活動につきましては、中学校ですが、所属している生徒の割合が都の平均値を上回っている学年が男女とも1年生と3年生ということで上回っておりまして、部活動で活発に運動を行っているといったようなことがうかがえます。

運動に対する意識については、中学校におきましては、「好き」、「やや好き」、「得意」または「やや得意」と答えている生徒の割合が高いことがわかっております。運動に関する自己肯定感が高まっているのではないかとといったようなことが受け取れます。一方、小学校におきましては、「好き」、「やや好き」、「得意」、「やや得意」と答えている児童は、多くの学年で都平均を下回っておりまして、運動に対する個々の意識の違い、そういったものがあり、個別に指導も工夫していくことが必要であるといったような協議結果が出ております。

報告は以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

この内容を見て、全体像をつかむのがなかなか難しい。ある程度見えてくるものもあるのですが、中学校に行くと、都の平均に対して上回ることが多くなってきますけれども、小学生は全般的に低いということはこれ何の反映なのでしょう。例えばほかの自治体を参考にした場合に、あきる野市だけがこういう傾向なのか。それとも、都内、それから武蔵野、三鷹あたりの自治体、それから西多摩の自治体というくくりでやってみた場合に、同じような傾向があるのかどうか。その辺があきる野市だけの問題なのか、それとも子供たちが生活している社会状況といたしまししょうか、環境といたしまししょうか、そういったものが何かその裏にうごめいているのか。その辺がちょっとこの限りではよくわからない

ので。小学生に関しましては、この8つの種目に対して重点的にやれば向上するのかなということはとりあえずありますけれども、それよりもそれを支える小学生の全体の生活がどういうことになっているのかなというところがちょっと気になるし、よくわかりません。

それから、朝食の有無なんです、朝食の内容は調査の対象となっているのでしょうか。というのは朝食といいましても、とらえ方が千差万別だと思いますので、例えば何か1つつまんできたら、食べたことになるのか、それともご飯ならご飯、パンならパン、バランスのとれた食事のことがここで問われているのかどうか。その辺がちょっとわからないので、おわかりになる範囲で教えていただければ幸いです。

委員長（古田土暢子君）

加藤指導主事。

指導主事（加藤治紀君）

まず、1番目に小学生の体力の面の問題でございしますが、近隣の多摩地区との比較ということは申し訳ございません。こちらに今データがございませんので、一概には言えないところかなということでございます。ただ、体力の面でも先ほどご報告申し上げましたように、小学生、特に女子の体力が低いということが顕著に、わかってきています。それから、毎日の運動の状況ということでもやはり女子におきまして、特に放課後等の運動の回数が少ないといったようなところで、1週間の中でほとんどしない、あるいはしないといったような結果が多く見られるということでそういった点につきまして、小学生の放課後の過ごし方という点で、またテレビの視聴時間が長いということがありますので、そういったところで小学生の放課後の過ごし方といったようなところが1つ要因になっているのではないかと。先ほどもご報告申し上げましたが、これが中学校になりますと、本市では部活動が活発に行われておりまして、状況が非常に大きく変わるといったようなこともこの結果の要因としては考えられるのかなということではございます。

それから、朝食に関してですが、こちらにつきましては、調査としましては、項目は朝食の有無ということで「毎日」、「ときどき」、「食べない」と、この3項目の選択という形でのみの調査になっておりまして、朝食の具体的な内容については、この調査結果からは把握できないところがございます。ただ、菓子パンですとか、そういった朝食の内容も食育の観点から今問題になってきているというところが話題になっているところですので、今後そういったところも食育推進チーム等で検討して取り組んでいかなければいけないということは考えてございます。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

生活、運動習慣、例えば中学校ですと、養護部会あたりがかなり細かなデータを持っていますよね。それで、保護者会等の中で情報が提供され大分浸透はしてきていますけれども、早寝早起き、朝ご飯というあたりも、各学校では取り組まれているのではないかと思います。そういう点では子供たちだけではなくて、折に触れて保護者会等の中でも訴えていく必要があるのかなと思うのですが、どうでしょうかね。

委員長（古田土暢子君）

加藤指導主事。

指導主事（加藤治紀君）

ご指摘いただいたとおりだというふうに体力向上委員会の中でも話題になっておりますし、また養護部会とか、保健主任会がございます。そういったところでも話題になっておりますし、食育推進委員会のほうでも、朝食については栄養教諭がおりましたので、そちらのほうも話題にして、協議を重ねたというようなところがございます。また、朝食の有無に関しては、そういったところでの取り組みの成果ということもあろうかと思うのですが、昨年度と比べますと、若干良好な結果となってきたといったような変化の兆しも見られているところです。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

指導担当課長。

指導担当課長（千葉貴樹君）

今手元に1校1取り組みの実施状況がございまして、東秋留小学校の中では取り組み内容といたしまして、運動、外遊びの充実、休み時間の効果的な活用がございます。それから、東中学校区が来年度推進校を受けます。東中学校区は体育、保健体育にひとつ視点を当てて、9年間を見通して、どんな力をつけさせいくのかといったところを取り組んでいく。その中でもやはり主に中学校は部活の中で一生懸命やるんですけども、なかなか小学校、特に高学年になると、しない状況があるといったような状況もございましたので、そういったものを含めまして、運動好きの子供たちをつくるためにはどうしていったらいいかということをお教育委員会としてすすめていく、といったことを考えております。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

ことしも学校訪問させていただきましたが、天候にもよりますけれども、小学校の業間体育の時間には、平均すると大体何%ぐらいの児童がグラウンドへ出て運動をしているのでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

指導担当課長。

指導担当課長（千葉貴樹君）

手元にデータがないのですが、全ての休み時間を外に出ていくよう、私が学校にいたときには結構強く言ったんですけども、やはりアレルギーの子ですとか、また体調不良の子について無理に動かせるのはどうなのかといったような保護者の考え方もあるので、それはなかなか難しいところがありますが、ただ学校によっては持久走の月間ですとか、縄跳び月間そういったものを設定して積極的に業間体育を促していくといったことを行っています。

委員長（古田土暢子君）

加藤指導主事。

指導主事（加藤治紀君）

調査項目の中に中休み、昼休みの運動の状況といったようなものが出ております。こちらのほうで中休み、昼休みにどのぐらい運動を行っていますかというような調査項目あるのですが、そちらのほう、今手元にあるものを見ますと、小学校においては、男子では半分以上の学年が都の平均よりも多く中休みや昼休みに運動をしているといったようなことが読み取れるんですが、一方で小学校の女子になりますと、こちらのほうが中休み、それから昼休み、両方におきまして、全ての学年で都の平均値を下回るといったようなことがこの調査結果から読み取ることができます。そういったところで小学校においては特に女子の校庭へ出て運動するといったようなことがなかなかすすんでないといったようなことも影響しているのではないかと考えております。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

今1校1取り組みもあるのですが、例えば秋川流域の駅伝大会、ことし2回目をやりましたけれども、そうしたものの取り組みの一環として、学校としてそういったものにも出て、今も中休み、昼休みにグラウンドを使って、これは先生も一緒にマラソンのようなことをしていくというような取り組みも徐々に広がっております。また、本市の特徴として中学生も昼休みに実は外に出て、ボールを使ってサッカーをやったり、そういった生徒が非常に多い。これは調査、細かく見ていないので、あれですけれども、多いのではないかなというふうに思っております。そういった取り組みが学校の教育活動だけではなくて、生涯スポーツの観点でそういった行事等も行われているという中で徐々にそういったことを広げていけばいいなと思いますし、そういった取り組みを学校間でさまざまな機会を通じて情報交換をしながら、活性化を図っていきたいと考えております。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

そうですね。私たちも学校訪問伺うと、中休みに一斉に校庭へ出る生徒の姿は見ておりますし、それで放送で呼びかけている先生の言葉もすごく温かい言葉で、とってもいい状況を見せていただいた学校もあります。それで、市でもやっぱり今部長おっしゃいましたけれども、ほかにドッジボール大会や子どもすもう大会ですか、年々出場が多くなって、もう1年生でもしっかり試合として受けとめて戦っているという姿を見せていただいて、やっぱりいろいろ体を動かすことから始めていく習慣を少しずつ学校でも始めているので、先ほどおっしゃったように、家庭にまたいろんなことでお願いしながら地域と一緒にあってそういう子供の運動をさせていく状況が広がればいいななんて今お聞きして思いました。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

調査結果を都標準と比較してますよね。だから、東京都そのものが低下している中で、特に今の上位県あたりの数値等に対してどうなのか、そのあたりをみていかないと、なか

なか地域の子供たちの力というのはついてこないのではないのかな。そんな思いがいたします。ぜひまた取り組みがありましたら、取り組んでいただきたいと思います。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

結局、だから今の数値でいきますと、中学校に行くと、都の平均を上回ると言いますが、多分底辺の子供たちは変わらないんじゃないかという気がします。中学校に行くと、部活があるから、そこに参加する子供たちがいるから、数値が上がるだけのことであって、都平均を上回っているといってもむしろ数値の幅が広がってしまっていて、一番問題の生活自体が余り運動に関係ない子のほうは小学校からずっといて、中学校で運動やっている子供たちがいるから、データだけは上がると。一人一人の生徒のふだんの生活というか、過ごし方がどうなっているのでしょうか。中学校のデータが上がったからといっても、大部分の子供たちは変わらない生活しているんじゃないかと。だから、これをどうやって引き上げるか、ということが一番大事じゃないのかなという気がします。なぜそうなっているのか、というのがちょっとよくわからないので。なので、上位県はどういう生活の仕方をしている子供たちが多いのかなと思った次第です。

委員長（古田土暢子君）

教育長。

教育長（宮林 徹君）

これ、1つの調査、テストを受けるわけだけでも、技術的なことで言えば、8つの種目のトータルの件数が高ければいいということだよ。そうすると、それを練習するということが大事なんです。ハンドボール投げるといったってふだんハンドボールを握ったことがない子がその日だけハンドボール投げろといったって投げられないので、この調査がある前にやはりそのための訓練を学校でするとか、それは試験勉強ですよ。反復横跳びだとか、あるいは体前屈だとか、そんなものは急に言われたって体曲がらないです。反復横跳びなんて相当練習しなきゃ回数多くならないよね。僕らも子供のころ、学生のころやらされたけれども。そういうことは、一方ではやっぱり種目がわかっているのだから、きっちと全校で取り組むというのが私は必要だと思うんですよ。ただ、それだけやって点数がよけりゃいいという話じゃなくて、そういうものができる体づくりができていのかどうかというと、さっき言ったように、早寝早起き、朝ご飯なんてことはできないのです。耐性力、耐える力がついていない生活をしているとか、そのところでどうやってメスを入れていくかということで、これは体力や運動能力の調査だけでなく、実は家庭におけるテレビを2時間以上見ないとか、それからなるべく外で遊ぶとか何か、いろんな運動習慣みたいなものをどうやってつけていくかということを経験の中でやっていないと、学校でその調査がある直前に試験勉強だけやらせて、点数を上げるというのは限りある。もたないことがある。でも、やらないよりはいい。それはソフトボールとか、ハンドバールのような大きなボールを遠くへ投げるなんていうのは、初めてその日に握った子じゃ投げられないです。相当お昼休みだとか、2時間目と3時間目の間の20分ぐらいの休み時間にほっぽり投げて、練習しておくことが必要だよ。

だけど、もっと考えれば、あきる野の子供は、本当はフィールドを駆け回って、野原を駆け回って、山へ行ったり、それで足腰は鍛えられているということなんだけど、それは今言っても酷だよ。山へ行って遊んでこいなんて言えないでしょう。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

今のご質問と相関関係があるかわからないんですけども、全国の22年度の調査が今回公開をされまして、その中で1つおもしろい調査というか、相関というのがあって、家庭における運動を家族でする、あるいは運動を観戦する、見る、それから話すの効果ということでやはり家の人と一緒に運動やスポーツをする、見る、話す頻度の高い児童は運動時間、運動やスポーツに関する意識ともに高い傾向が見られたと。特に週1回以上家族と一緒に運動したり、見たり、話したりすることが全て週1回以上の児童は全て週1回以下の児童に比べて、1週間、総運動時間が男子で約730分、女子でも500分近く長いということで、家庭でスポーツのことを話題にしたり、見たり、一緒にするということが非常に大きな影響を与える。これ、当たり前といえば当たり前のことかもしれないのですが、そういったようなことがあります。

本市の24年度の子供の小学校6年生、これを見ていくと、小学生徒、男女ともそうなんですけど、やはり高学年になるにつれて、「好き」という子供と、それから「少し好き」、それから「嫌い」と「やや嫌い」という、その好きか嫌いかの二分にしたときにはっきりと分かれている傾向があるんです。低学年のときには「やや嫌い」とか、「嫌い」という子が10%以下だったのが、6年生になると、22%、23%ぐらいにふえるんですけど、それに比べると、やっぱり顕著に分かれてきてしまって、ですから、小学校6年間の中でも家庭でどういうふう話題にしたりとか、一緒に運動したりとか、そういったようなことがあるかないかということも一つ大きな要因になっていくのかなというふうに考えます。

先ほど委員長おっしゃっていただいたドッジボールであるとか、相撲であるとか、私も見させていただいて、保護者の方とか、地域の方とか、一緒に取り組んで、それこそ熱狂してやっていただいている、ああいう姿がふえていくと、そういったようなことももっともっと広がっていくのかなといったようなこともありますので、学校だけでなく地域も含めていろんな中で広げていくということをしていけるか。これが中学校になってしまうと、部活動はやっぱり子供と指導者という関係になってしまって、親にも見に来るなといったような形が思春期に入って出てきてしまうので、小学校時代にどこまでそれをやっていくかということは非常に大きなポイントになるのかなということも今委員長のお話をお伺いして思いました。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

例えばこの運動能力の基礎的なものというのはここにはないんですけども、やっぱり歩行力というものとか、脚力ですね、それが私の経験で言うと、もう20年、30年前の

子供に比べると、今の幼児でいくと、もう格段に落ちている。20年、30年前の幼児というのは、遠足でリュックサックしよわせて、2キロ、3キロ平気で歩いたのですけれども、今はもう無理ですね。歩けない。だから、基礎的な体力がもともとない。この背景にあるのはそういう基礎体力の低下というのがあるかと。今歩かせるのが1つの仕事です。

委員（田野倉美保君）

あきる野市では車で移動する機会が多い気がします。都内の方では、駐車場の問題とか、渋滞の問題があるのでちょっとの距離であれば歩くとか、あるいは電車使うというのが多いと思います。しかし、あきる野市ではやはり車が一番移動手段として速いということで、赤ちゃんのころからどこに行くのも車でという習慣があって、やはり歩くのが習慣化されていないような気がします。あと、先程話に出ていた学校の授業の間の休み時間や、放課後などに例えば小学校で先生でもいいですし、地域のスポーツ指導者などが学校の体育館や校庭を使って子供たちに体を動かす楽しさみたいなのを教えるような取り組みというのは、やはりするのは難しいんでしょうか。

教育長（宮林 徹君）

しているよね。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（山田雄三君）

今、生涯学習のほうで毎週水曜日ですけど、放課後子どもプラン、小学生を対象に、体育館などでいろいろな遊び、運動だけじゃないです。いろいろなメニューをそろえてやっています。その中には体を動かすというようことも。ただ、週1回だけなんですけど。

委員（田野倉美保君）

そういったことすると、子供たちはたくさん参加するのでしょうか。

指導担当部長（山田雄三君）

分かれてきますね。児童館の子、学童の子と、放課後子供教室とかありますけど、学童なんか一緒にやったりしていますので。今3つの小学校やっているんですけど、ことし25年度2学期から五日市小学校も新たに始めるというようなことになって、今10校ですかね、25年度からは。そのうち4校が始め、以降2学期になりますけど、そんな状況です。これからもっと広げたいと思っていますけども。

委員（田野倉美保君）

週1回だけではなく、もっと日数をふやすとか、あとお昼休みの時間帯と一緒に遊んでくれるような方を探すとか、多分子供たちも体を動かす遊び方がわからないとか、そんなものもあるのかなというふうに思います。

指導担当部長（山田雄三君）

地域の方に来てもらって、そういう遊び方、高齢者の方なんか来てもらって、そういう昔の遊びを教えてもらったりとか、そういうのもやっています。そういうのもいいですよ。

委員（山城清邦君）

でも、やっぱり意識して取り組んでいく必要がありますね。西秋留小学校がマラソンで

したっけ。それから、縄跳びはどこの学校でしたっけ。

委員長（古田土暢子君）

縄跳びは前田小だったかと。

委員（山城清邦君）

前田小でしたっけ。縄跳びを取り入れていますね。あれだったら10分の休み時間で十分できますもんね。

委員長（古田土暢子君）

ほかによろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第6 報告事項（3）あきる野市農村歌舞伎保存伝承事業補助金交付要綱の制定について、報告者は説明をお願いします。

秋川キララホール事務長。

秋川キララホール事務長（木崎克彦君）

あきる野市農村歌舞伎保存伝承事業補助金交付要綱の制定についてご説明をさせていただきます。

ご存じのとおり、あきる野市では、都内唯一の農村歌舞伎が伝承されております。これを今までスポーツと音楽のまち振興協会、キララホールが所管しておりましたこの協会がこの事業の普及啓発について支援してまいりました。しかしながら、同協会が今年度末をもって解散するため、事業の継承について関係部課長から成りますプロジェクトチームを組織して、検討をさせていただきました。その結果、当該事業につきましても、継続すべきである旨の結論に至り、市の要綱を制定して、事業を継続するものでございます。要綱に規定する内容につきましても、事業に必要なものを定めるものでございますが、これまでのスポーツと音楽のまち振興協会のものを踏襲するものでありますので、ここでは変更する点について説明させていただきます。

お手元の条文の第2条、補助対象者でございます。具体的に秋川歌舞伎、菅生一座、菅生組立舞台保存会の3団体を予定してございます。次に、第3条に補助対象経費でございますが、ここに（1）から（3）まで対象になる経費を列挙してございます。人件費及び食料費は補助の対象としない旨を明記させていただいてございます。

次に、第4条の補助金額でございますが、予算の範囲内において市長が定める額としてございます。対象の3団体に対して同額の補助といたします。

第5条、交付申請以降につきましては、ほかの補助金交付要綱と同様、手続を定めるものでございますので、説明を省略させていただきます。

来年度より、市民の貴重な文化遺産になります農村歌舞伎を後生に伝えるため、文化財を所管いたします生涯学習スポーツ課においてこの要綱に沿って事業を進めてまいります。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

では、本件を報告として承りました。

続きまして、教育委員報告です。

それでは、教育長から報告をお願いします。

教育長（宮林 徹君）

それでは、私のほうからは私自身の活動報告であります。今月は議会月でもありましたし、議会とそれからもう一つは何ととっても小中学校の卒業式、それと一昨日の戸倉小学校の閉校式、こういった儀式的な事業があって、それぞれ事務局だけじゃなくて、委員の先生方も神経使って取り組んでいただいたわけですがけれども、おかげさまでいろんなものが成果を上げて、3月が終わったんじゃないかなというふうに思います。2つ、卒業式がありました。2日間。いろいろ卒業式に行った人たちからよかったという報告を何人からも私受けて、本当にうれしかったです。私が卒業式に行ったのは増戸中学校、とそれから多西小学校ですがけれども、それ以外のところからも行った議員さんとか、ほかの人たちからもここへ行ったんだけど、久しぶりに泣かされたよとか、ことしは何でか知らないけど、泣かされちゃったよというような人がお電話を下さったりして、いいなという本当に褒めてくれているものが多かったんで、よかったなというふうに思いました。

私も増戸中学校に行って、隣に田野倉委員がいて、生徒がもうきちっとしていて、大したものだなって。ところが、今から十何年前初めて私教育長になったとき、増戸中学校の卒業式に行ったんですけども、そのとき増戸中学校は大変荒れているときの卒業式ですから、田野倉さんと二人であのときの卒業式とはもう雲泥の差だなという、小さい声で私に話しかけてきたもんですから、全部それは教育の成果だよと、こう言ったんです。そうだななんていうふうに言うてくれましたし、それぞれ本当によく取り組んでくれて、頑張ったんじゃないかなというふうに思いました。それは、ある日突然その日だけ繕えばいいという話じゃなくて、きょうなるまでの間の学校の努力がやっぱり実ったんだろうと。

私たち、これから入学式もありますし、それぞれのところへ行って、教育委員会告辞というのを、書いたものを読んでいただくわけですがけれども、ぜひあれを教育委員会の意思として読んでいただきたいというふうに思います。かつてああいうものをみんなに読んでいただくようになった経緯があるんですよ。もともと本当はああいうもの用意しておけばよかったんだけど、かつて随分前ですがけれども、全く丸腰で行って、行った教育委員さんが思いをしゃべる時代がずっとあったんです。そのときにやはり教育委員によって違うでしょう。だから、その思いがあるわけだから。物すごく長くしゃべっちゃって。毎年物すごく長くしゃべる人がいるわけ。そして、今度はあの人ほどこの学校へ行くんだと言って、事前にチェックを入れて、そして大変だというふうに、そして卒業式になる。もうそういうのはお構いなしにしゃべる委員さんがいたんですよ。それで、お叱りを受けて、教育委員会の告辞なんていうのは書いてあるものをぴしと誰が読んでも同じことをしゃべればいいんで、特別その人の講演を聞きたいわけじゃないんだというようなことを言われて、随分叱られたときがあつて、じゃ本当にせりふを言うように、我々はこれを読もう

と。そこはもっといろんなことをしゃべりたいこともいっぱいあると思うんだけど、そういうふうに徹底しないと、そういう目で見ている人もいないでもないから。クールに教育委員会としての告辞をきちっと述べて、わずか3分ぐらいで終わってちゃうからね。私なんか個人的には舞台の上で、3分でおいてこられるなんてのは唯一ですから、とても助かります。

いずれにしても、そんなことで本当に2つの卒業式、1つの閉校式、儀式があつて、厳粛の中にきちっと行われて、そのこと自体も評価されて、よかったと思います。昨日戸倉小学校の閉校式にかかわって中心になった実行委員長さんとか、PTAの会長さん、校長先生がわざわざ教育委員会の私の部屋にいろいろお世話になりましたということで挨拶に来ていただきました。皆さんにもくれぐれもよろしくということで。電線が切れるようなハプニングがありましたけれども、いずれにしてもほっとしているところであります。私も戸倉小学校の閉校式になるまでの間、大変な思いもしてきましたし、私たちもね、そのときの部長だった荻島部長も今は退職して再任用でお勤めしていて、この晴れの舞台には出席する立場ではなかったもんですから、私が荻島前部長にはおかげさまで終わったよという挨拶はしましたけど、昔から菊作り、菊見るときは陰の人なんて言うけど、まさにそのとおりの人になっているね。決して忘れていないからということで、お礼を言いましたけれども、充実した1カ月が終わりました。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

ありがとうございました。

ほかの教育委員からの報告はいかがですか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

私は、告辞を読む前にちょこっとしゃべってしまうのですが、まずいですか。

委員長（古田土暢子君）

いいじゃないですか。いいですよ。

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

指導室のほうで案文はつくらせていただいているんですが、一応決裁行為をとった公文ということで、あきる野市の公文書規定のほうには一から十まで、例規文から契約文まであつて、その下の不定形文というのがあるんですね。これはそういった訓示とか公布とかというのに当てはまらないもので、そういった地方行政の本や文書実務の本を見ますと、その中に挨拶文というのがあつて、告辞というのがあつて、告辞については、学校等の卒業式、終業式などでその機関の長が卒業生、修了生に対し、将来の心構え、激励などを述べる場合に用いるということで、公文の一つというふうになっていますので、できますれば、一字一句正確にとまではあれなんですけれども、中の部分でお読みいただくということが公用文ということで、統一した形でということでお願いできればなというふうに思います。

委員長（古田土暢子君）

山城委員は告示を読む前に一言あるんですよね。

教育長（宮林 徹君）

要するに本題に入る前のイントロがあるわけでしょう。イントロは…… 3 番まで歌うほど長くやられちゃうと、それはまずいわけで。

委員（山城清邦君）

それは、先ほどおっしゃったが伝説を私も耳にしておりますので。

教育長（宮林 徹君）

伝説をよく頭の中に入れておいてもらわないと、非常に微妙なんで、教育委員会からの告辞を申し上げますと、私なんかじかに読んでいったんですよ。だけど、木村沙織の話が今回載っているんだけど、森井大輝という人もいるよねと言私は加えたけど。それは書いていないことなんだけど。それも多西小学校の卒業生だよというふうなことを言って、この部分は書いていないことしゃべっちゃっているんだけど。いずれにしても国際的に活躍できる人間になろうねというふうにつなげていくけども、自分の思いや何かいろいろしゃべりたい気持ちはよくわかるけども。

委員長（古田土暢子君）

でも、そんな長いものじゃないですよ。

委員（新村紀昭君）

繰り返しになってしまうんですが、司会のほうから教育委員会の告辞という形でアナウンスがあります。そのアナウンスをうけて、その壇上に立ったときから、一個人ではなく教育委員会の、ですから、もっと厳密な言い方すると、委員長の代理で読んでいてもいいんじゃないかと思います。私ども部長の立場ではまさにそうです。教育委員会として定めた告辞を本来であれば、そこに私的なことというのはやっぱり加えるべきではないと、公用文というのはそういうものだと思いますので。

委員（丹治充君）

文頭の簡単なイントロなら、私も入れましたよ。ただ、告辞、あそこで宣言するわけだから、その後は正確にお話しさせていただきました。

委員長（古田土暢子君）

壇に立てば公人と言われたので、そのあたりのきちっとしたけじめをつけないとですね

委員（新村紀昭君）

教育長、ちょっとおっしゃっていましたがけれども、余りそうした部分が長くなってしまうと、告辞の内容が薄くなってしまいますので、イントロはなるべく短目に。

教育長（宮林 徹君）

聞いた人がどっちの話のほうがいいかという話になってくると、イントロのほうがついていう立派な話をしちゃうと、ほかの人はしないのだから。そこのところは気をつけないといけないと、本当に。私が西中に行ったら、しゃべりたいこといっぱいあるよ。だけど、それしゃべっちゃったんじゃ、元校長だからしゃべっているのかいと言われちゃうからね。だから、それはもうクールにやるしかないよね。今度は御堂中にも行くけど、御堂中だって同じことだよ。

そういうことですので、いい話をするのも結構だけど、子供がどっちの話を覚えてうち

に帰るかによっては困るわけだから、告辞がおもしろいとかつまらないかという話は、それは別の話だから。

委員長（古田土暢子君）

でも、本当に戸倉小学校の閉校式典では、素敵な閉校式典になったと思います。本当に事務局の方々のご苦勞があったと思います。本当にありがとうございました。

では、ほかにはないので、教育委員報告は終了いたします。

最後に、事務局から今後の日程などについてご案内をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長（佐藤幸広君）

それでは、今後の日程についてご案内をさせていただきます。まず、来月小中学校の入学式についてでございます。小学校は8日、それから中学校のほうは9日となっております。よろしくをお願いいたします。

次に、東京都教育政策連絡会のご案内でございます。4月の12日に都庁で東京都教育委員会主催の教育政策連絡会がございますので、出席方よろしくをお願いいたします。

最後に、4月定例会のご案内でございます。4月は25日に開催いたします。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

ありがとうございました。

以上をもちまして、あきる野市教育委員会3月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後3時20分